

6.7 自然との触れ合い活動の場

自然との触れ合い活動の場に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.7-1 に示すとおりである。自然との触れ合い活動の場に係る苦情はなかった。

表 6.7-1 自然との触れ合い活動の場に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 利用者にバス等の公共交通機関の利用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> オープン時（平成29年6月22日（木）～9月30日（土））には、渋滞緩和のため、無料シャトルバスを運行し、渋滞の緩和に努めるとともに、チラシに公共交通機関の利用への協力をお願いを掲載した。（p.26 写真6.1-6参照）
<ul style="list-style-type: none"> 関連車両の出入口には、適宜、交通誘導員を配置し、歩行者等の動線と安全性を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 車の出入りに関しては、左折イン、左折アウトを徹底するとともに、駐車場出入口に交通誘導員を配置し、歩行者の通行・安全を最優先するとともに、周辺道路の渋滞を生じさせないように、車両の誘導を行っている。（p.26 写真6.1-4参照）
<ul style="list-style-type: none"> 来店者の車両について、駐車場における走行速度制限及びアイドリングストップの周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内徐行の掲示を行い、安全走行の遵守の徹底を行っている。（p.25 写真6.1-1参照） 駐車場内にアイドリングストップの掲示を行い、アイドリングストップの徹底を行っている。（p.25 写真6.1-2参照）
<ul style="list-style-type: none"> 店舗の広告チラシ、ホームページ、施設フロアガイド等に公共交通によるアクセス方法、時刻表を掲載し、公共交通による来店の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> チラシ等にアクセスマップを掲載し、生活道路への流入を防いでいる。また、出入口には交通誘導員を配置し、前面の通学路の安全を確保している。（p.26 写真6.1-4参照） チラシにバス停マップやバス時刻表を掲載し、公共交通による来店の推進を図っている。（写真6.7-1参照）
<ul style="list-style-type: none"> 荷さばき車両等について、一般道や施設内の走行速度制限及びアイドリングストップの周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 物流車両関係者には随時、一般道における規制速度遵守等の交通ルールの徹底を指導している。 駐車場内にアイドリングストップの掲示を行い、アイドリングストップの徹底を行っている。（p.25 写真6.1-3参照）

路線バスでのアクセス

京王バス「西62」高尾駅南口～西八王子駅南口
「イーアス高尾」バス停をご利用ください。



高尾駅南口行

時	平日	土曜	日曜/祝日
06	18 30 42 54	18 30 42 54	18 30 42 54
07	06 18 30 42 54	06 18 30 42 54	06 18 30 42 54
08	06 18 30 42	06 18 30 42	06 18 30 42
09	05 25 45	05 25 45	05 25 45
10	05 25 45	05 25 45	05 25 45
11	11 31 51	11 31 51	11 31 51
12	11 31 51	11 31 51	11 31 51
13	11 31 51	11 31 51	11 31 51
14	11 31 51	11 31 51	11 31 51
15	11 31 51	11 31 51	11 31 51
16	11 31 51	11 31 51	11 31 51
17	11 31 51	11 31 51	11 31 51
18	11 31 51	11 31 51	11 31 51
19	11 31 51	11 31 51	11 31 51
20	31	31	31
21	08	08	08

西八王子駅南口行

時	平日	土曜	日曜/祝日
06	30 42 54	30 42 54	30 42 54
07	06 18 30 42 54	06 18 30 42 54	06 18 30 42 54
08	06 18 30 42 54	06 18 30 42 54	06 18 30 42 54
09	22 42	22 42	22 42
10	02 22 42	02 22 42	02 22 42
11	08 28 48	08 28 48	08 28 48
12	08 28 48	08 28 48	08 28 48
13	08 28 48	08 28 48	08 28 48
14	08 28 48	08 28 48	08 28 48
15	08 28 48	08 28 48	08 28 48
16	08 28 48	08 28 48	08 28 48
17	08 28 48	08 28 48	08 28 48
18	08 28 48	08 28 48	08 28 48
19	08 28 48	08 28 48	08 28 48
20	08 45	08 45	08 45
21	19	19	19

写真 6.7-1 バス停マップ、バス時刻表（チラシ掲載）

6.8 廃棄物

廃棄物に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.8-1 に示すとおりである。廃棄物に係る苦情はなかった。

表 6.8-1 廃棄物に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 施設の供用に伴う廃棄物は、可能な限り再資源化する。 再資源化が困難なものについては、廃棄物の運搬・処分の業の許可を受けた業者に委託し、適正に処分する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発生した廃棄物は、専門業者に委託し、可燃ごみは八王子市清掃工場に運搬している。段ボール、不燃ごみ、廃油等についてもリサイクルに努め、再資源化等ができない廃棄物については、関係法令に基づき適正に処分を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ等の食品廃棄物については、「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づく食品小売業の発生抑制や再生利用等実施率の目標の達成を目指し、発生抑制、再資源化（熱回収含む）、減量化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ等の食品廃棄物については、「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づく食品小売業の発生抑制や再生利用等実施率の目標の達成を目指し、発生抑制、再資源化（熱回収含む）、減量化に努めている。
<ul style="list-style-type: none"> 施設の供用に伴う廃棄物の保管については、「大規模小売店立地法（大店立地法）」に基づく廃棄物等の必要保管容量を確保する。また、生ごみ等については、悪臭防止のため冷蔵保管するなど、適正に保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の供用に伴う廃棄物の保管については、「大規模小売店立地法（大店立地法）」に基づく廃棄物等の必要保管容量（約39.5m³）以上の約42.8m³を確保している。また、生ごみ等については、悪臭防止のため冷蔵保管を行っている。（写真6.8-1参照）
<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみの減量化を図るため、紙パック、食品トレイ、アルミ缶、ペットボトルの回収ボックスを設置し、店頭回収して再資源化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみの減量化を図るため、紙パック、食品トレイ、アルミ缶、ペットボトルの回収ボックスを設置し、店頭回収して再資源化している。（写真6.8-2参照）



写真 6.8-1 生ごみの冷蔵保管



写真 6.8-2 回収ボックスの設置

6.9 温室効果ガス

温室効果ガスに係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.9-1 に示すとおりである。
温室効果ガスに係る苦情はなかった。

表 6.9-1 温室効果ガスに係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 外壁や屋根には高性能断熱材を採用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外壁や屋根には高性能断熱材を、窓には複層ガラスを採用した。また、庇等を設け、直射日光を遮断している。(写真6.9-1参照)
<ul style="list-style-type: none"> 空調、換気、照明等の機器は、高効率機器の導入等により省エネルギー化と温室効果ガス排出量の削減に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 高効率機器として、外調機の熱源は中央熱源方式採用し、照明は全館LEDを採用して省エネルギー化と温室効果ガス排出量の削減に努めている。(写真6.9-2参照) 屋内駐車場では不要な照明を消灯している。 昇降機はインバータ制御とし、省エネルギー化に努めている。
<ul style="list-style-type: none"> 空冷式ヒートポンプエアコンを導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 空冷式ヒートポンプエアコンを採用した。 また、空調機運転時間の短縮、適切な施設内温度設定を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスに係る関係法令に基づく各種届出・報告を行うとともに、温室効果ガスの排出削減に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスに係る関係法令に基づく各種届出・報告を行っている。また、隣接するマンション、戸建住宅と併せてエネルギーを核とした街づくりを実施し、温室効果ガスの排出削減に努めており、主要施策は以下のとおりである。 <p>(街全体)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①街全体での協議会の組成 ②特別高圧一括受電の差益の一部を管理費に充当 ③エネルギー見える化システムの構築 ④ハートワンカードによるクールシェアの実施 <p>(商業施設)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①中央監視とBEMS連携／空調・照明の制御 ②地震時のマンションへの電気の供給(LCP対策)
<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成25年改正)及び「環境確保条例」に基づく「東京都建築物環境配慮指針」(平成25年改正)の主旨に則って目標を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー管理標準を制定し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の第3条及び第4条の規定に定められた、工場(事業場)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準に伴い、エネルギーの使用の合理化を適正かつ有効に実施している。
<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化により、ヒートアイランド現象の緩和に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化により、ヒートアイランド現象の緩和に努めている。(写真6.9-3参照)



写真 6. 9-1 庇等の設置



写真 6. 9-2 LED の採用



写真 6. 9-3 敷地内の緑化状況

6.10 苦情の状況

供用開始後からの苦情の状況を表 6.10-1 及び表 6.10-2 に示す。

オープン開始後は近隣住民の方々から、騒音や交通等についての不安などの声があったが、オープン開始から交通量が通常時になるまでは、住民の方々が安心できるように各所に交通整理員を配置するなどの対策を行うことにより、ご理解頂いた。

表 6.10-1 供用開始後からの苦情内容（大気、騒音）

項目	苦情内容	件数	対応内容	対応後
大気	(オープン直後) ・排気ガスが多く、洗濯物が干せない。	3 件	・生活道路への侵入がないように、オープン開始後から交通量が通常状態となるまで、周辺の交差点に交通誘導員を配置し、交通の円滑化、交通安全に努めた。	・対応についてご理解頂き、同様の苦情が寄せられることはなくなった。
騒音	(オープン直後) ・駐車場や空調の音が気になる。	30 件	・駐車場利用車両への徐行の呼びかけ、アイドリングストップの掲示等を実施し、騒音の低減に努めた。 ・車両通過時の騒音を低減するため、安全面に支障のない範囲内で一部ハンプを撤去した。一部ハンプを撤去したが、最徐行を徹底した。 ・また、事後調査結果で示したとおり、東浅川小学校側の空調室外機については、運用面での対策を講じて騒音を低減している。(p. 62 参照)	・対応についてご理解頂き、同様の苦情が寄せられることはなくなった。
	・荷捌き場の騒音が気になる。	3 件	・関係者に荷捌きによる大きな騒音が発生しないよう注意を促した。また、アイドリングストップの掲示を行い、騒音の低減に努めた。	・関係者への注意後は、同様の苦情は来ていない。
	・従業員の話し声が気になる。	3 件	・従業員への教育を徹底し、周辺のマンション、民家への騒音影響がないように努めた。	・従業員への教育後は、同様の苦情は来ていない。

表 6.10-2 供用開始後からの苦情内容（交通）

項目	苦情内容	件数	対応内容	対応後
交通	(オープン直後) ・渋滞で自宅の車が出庫できない。 ・自宅の前に車が止まる。 ・自宅の前でUターンする車がいる。	5 件	・生活道路への侵入がないように、オープン開始後から交通量が通常状態となるまで、周辺の交差点に交通誘導員を配置し、交通の円滑化、交通安全に努めた。 ※上記に加え、通学児童の安全確保に配慮し 7:30～8:30 の通学時間帯は配送車両含め完全入出庫禁止のうえ、ルール徹底させるため 6:00～7:30 に交通誘導員を配置した。	・対応についてご理解頂き、同様の苦情が寄せられることはなくなった。